平成２４年（フ）第２２９３号
福岡市東区八田４丁目８番10―804号
債務者　小宮　　博
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２９５号
福岡市東区箱崎５丁目４番11―307号
債務者　後藤　久子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２７号
福岡県大野城市横峰２丁目19番23号ベレオ横峰303号
債務者　吉開　　敦
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２８号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬11番103号
債務者　三浦久美子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５０号
福岡県太宰府市通古賀３丁目18番１―205号
債務者　鍋田　教幸
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５３号
福岡市博多区吉塚４丁目２番14―602号
債務者　柴田　孝之
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６０号
福岡市博多区住吉３丁目10番13号
債務者　福吉　良治
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６８号
福岡市早良区藤崎２丁目２番20―102号
債務者　井上　　亨
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３８９号
福岡県古賀市天神６丁目２番13号
債務者　清原　恵理
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４０４号
福岡市博多区吉塚４丁目12番８―303号
債務者　本庄　　靖
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４０７号
福岡市東区箱崎３丁目８番43―603号
債務者　岡　　晏志
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４２０号
福岡県筑紫野市原田８丁目９番地１ブロードプレイス203号
債務者　平田　輝彦
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３４号
福岡市博多区千代３丁目45番１―218号
債務者　梅津　道雄
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４４９号
福岡市東区馬出６丁目２番25―205号
債務者　松田　和夫
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３号
福岡市城南区別府４丁目１番16号
債務者　曽我部千代子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３７号
沖縄県那覇市字国場396番地　コーポ仲宗根205
債務者　瑞慶覧長栄
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５４５号
沖縄県那覇市字与儀82番地　上仲荘201
債務者　浦崎　惠子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５６１号
沖縄県那覇市寄宮２丁目５番45―301号　寄宮ビル
債務者　金近　能子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部